

# 埼玉県北足立郡伊奈町議会

## 1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

議会基本条例の制定

(1) 議会基本条例の制定にあたり、当議会では次の点に留意した。

ア 議会基本条例は、地方分権が推進される中で、町民の意思を的確に町政に反映させ、町の意思決定を導き出す使命達成のための議会運営の最高規範と位置づけた。

イ 条例制定に向けて議会運営委員会での先進地視察・素案づくり、全議員参加で議会基本条例に関する研修会を開催、それと並行して町民コメント制度を利用し広く町民からの意見を募集して、当町の特徴を打ち出すようにした。

ウ その結果、慎重に会議を重ね、平成25年3月議会で同条例を制定した。

なお、議会運営委員会委員の総意として、議会議員倫理条例の制定も別途検討していく旨が答申に盛り込まれた。

(2) 条例の特徴

ア 一問一答方式

イ 質問質疑の主旨確認

ウ 議員間の自由討議

エ 議会報告会の開催

オ 議員研修会の充実

当議会基本条例の中で、注視されるべき点は、議員の政策形成や立案能力を向上させていくために、議員研修を充実させていく点が挙げられる。

また、あえて、反問権という言葉を使用せず、主旨確認に限定したことが挙げられる。

## 2 住民に開かれた議会

(1) 議会だより

ア 年4回、議会だよりを発行している。原稿づくりからレイアウト、校正まですべて議員自ら行い、平易な文章や議会用語には解説を載せるなど、住民目線での紙面作りを心掛けている。

イ また、全国議長会の広報研修会でのクリニックや埼玉県議長会の広報研修にも積極的に参加し、研鑽に努めた。

ウ 特に、広報先進地のレイアウトや文字の大きさ等を研究し、住民にわか

りやすく、読みやすい内容で親しんでもらえるよう、伝え方を工夫している点を勉強し、今後の議会だよりに反映していくこととしている。

## (2) 議会ホームページ

議会のホームページでは、議会構成、議員名（顔写真付）、住所等を公表するとともに、議会の透明性を確保するため、議長交際費や政務活動費収支報告を積極的に掲載している。